

令和5年度第6回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年9月19日(火)午前9時30分～午前11時19分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中22名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、井上 浩一郎、伊藤 良雄、
上田 正士、小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、
神田 一夫、重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、
長尾 誠大、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(2名)

伊藤 良一、原田 好子

(3)事務局

岸本局長・森原参事・久保主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和5年度第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

海地 博志(かいち ひろし) 委員 及び、

片山 潤之(かたやま ひろゆき) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、上小鯖、有償移転です。

申請人は、東京都青梅市内に本店を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は147アールとなります。

議案第2号、上小鯖です。

申請人は、広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行うものです。

農地法第3条による地上権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

また、この事案につきましては営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。

議案第3号、中尾、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は106アールとなります。

議案第4号、黒川、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は79アールとなります。

議案第5号、吉田、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は78アールとなります。

議案第6号、平井、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は101アールとなります。

議案第7号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は28アールとなります。

議案第8号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は63アールとなります。

議案第9号、名田島、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は190アールとなります。

議案第10号、秋穂二島、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は108アールとなります。

議案第11号、秋穂西、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は83アールとなります。

議案第12号、江崎、有償移転です。

申請人は、東京都青梅市内に本店を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は148アールとなります。

議案第13号、深溝及び佐山、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は145アールとなります。

議案第14号、江崎です。

申請人は、広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行うものです。

農地法第3条による地上権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

また、この事案につきましては営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。

議案第15号、佐山、有償移転です。

申請人は、宇部市内に居住する者です。

取得後の経営規模は10アールとなります。

議案第16号から議案第21号までは、同一の申請人によるものですので、合わせて説明いたします。

議案第16号から議案第21号、阿知須、有償移転です。

申請人は、東京都青梅市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

全て取得した場合、取得後の経営規模は222アールとなります。

議案第22号から議案第27号までは、同一の申請人によるものですので、合わせて説明いたします。

議案第22号から議案第27号、阿知須です。

申請人は、広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行うものです。

なお、農地法第3条による地上権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

また、この事案につきましては営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。

議案第28号は、議案第29号と同一の申請人によるものですので、合わせて説明いたします。

議案第28号、及び議案第29号、徳地伊賀地及び徳地船路、有償移転です。

申請人は、東京都青梅市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は179アールとなります。

議案第30号は、議案第31号と同一の申請人によるものですので、合わせて説明いたします。

議案第30号、及び議案第31号、徳地伊賀地及び徳地船路です。

申請人は、広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行うものです。

なお、農地法第3条による地上権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

また、この事案につきましては営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

A委員

北部地区協議会で・・・について、1反しかないのにこの距離を通作するのか、色々なことを質問しましたところ、即回答はできないということでしたので、一度持ち帰っていただき、総会において回答していただくということになりましたので、お答えいただきたいと思います。

事務局

上小鯖の・・・の申請に関する地区協での質問について、まず申請地周辺に水がないが、どのように栽培する予定か、ということですが、定植時及び定植から3日程度は水が必要であり、その間はタンクを持参して確保するということです。それ以降は雨水で生育するということです。

2つ目、小郡に支店を設けるということだが20km以上離れている中で、誰がどのように管理するのか、ということですが、小郡から17km、21分程度の距離であり、離れてはいるが耕作は可能であると考えている、という回答があります。

3つ目、薬剤、スミチオンを散布する予定となっていますが、散布の方法はどのようなものを計画していますか、支障はありませんか、という質問ですが、隣接土地から距離をとっていることと、スミチオンが比較的周りの農地に影響が少ないということ、散布の方法は手で行う予定であること、もし害があれば対応をとっていきたい、ということで回答を得ています。

以上3点が、北部地区協議会でなされた質問に対する回答となっています。

B委員

・・・は東京の会社ということになっています。これだけの榊を育てる、管理するのに出張所なのか、支店なのか、出先のような機関が山口にあるのでしょうか。

事務局

小郡のビルを借りて事務所を設けて、社員が山口に定住するかまでは決定していないのですが、今山口市以外にも申請されており、中国地方で拡大されているということで、どこかしらに拠点を設けて、地元雇用もしながら営農していく計画である、と伺っています。

B委員

管理の方もちゃんとしてもらわないと、東京ということはありませんよね。そこら辺の体制がどうなのか気になりました。それからこの榊の生産量がどの位になるか分からないのですが、市場的にどう思っているのか、分かる範囲でお答えいただきたい。

事務局

・・・は東京に本社があり、静岡、福島、埼玉で先行的に耕作されています。この榊は東日本を中心とした神社やホームセンター、生花店に出荷しています。今度は西日本に出るので、具体的に決まっている訳ではないですが、同じようにホームセンターや神社、生花店と個別に契約していくものと思います。

・・・の見立てとしては、国内に流通している榊の9割が中国産であり、この9割を国産に置き換えることで、単純計算で今の国内流通量の10倍にする、これを目指していく、ということです。

B委員

今ありましたように、榊はほとんど中国産なんですよね。品質は明らかに違って、日本産榊の方が長持ちします。そういう意味では榊が日本産になるのは嬉しいことだと思います。一方価格的には中国産の方が明らかに安いので、そこら辺は難しいと思います。分かりました。

A委員

3年間は所得がないという計画で、3年間は8割の農業所得がないといけないということ

だったと思いますが、今回は3年間所得が発生しないということですよね。それは今回、全体で1町あるうちの小鯖は1反ですが、全体で8割の農業所得ということになるのか、小鯖だけで農業所得を考えるのか、この見解はどうなのですか。

事務局

収量の話になるかと思いますが、申請では榊が本格的に収穫できるまで5年かかるということになっています。営農型太陽光発電については収量に要件があり、地域の平均収量の8割がないといけないということになっていて、それを満たすのか、ということですけど、山口市内で榊を栽培しているところがないということで、榊については彩の榊が先行的に栽培している東京都青梅市の収量を基に、その8割を収穫するという計画になっています。

国に確認をしましたが、先行的なデータがなくても、・・・が東京都三宅島の個人の榊農家を識者として、客観的なものであると確認をとって、5年間は収穫できず、それ以降で収穫するというのは、問題ない数字として使える、というところです。

A委員

稲作をやって、その上で太陽光をやるということであれば、下の稲は前年の80%を満たすことが要件となります。サツマイモについても8割で良いよ、とされている。彩の榊は植えてから収穫まで3年はかかるが、その間は太陽光が所得ですよ、それが農業所得になるのか、という質問です。

私としては要件が整っているから反対している訳ではありません。ただ、3年間、5年間はそれが農業所得になるのか、ということが気になったので質問しているものです。

事務局

今回は榊ですけども、他の場所ではブルーベリーであるとかお茶を栽培したりであるとか、果樹等を育てる営農型太陽光発電というものも一定程度あります。どの木も植え付けたその年に収穫できるということはないですよ。榊もそうですがブルーベリーにしても、何年か収量はありません。

ではこれが国として8割要件との整合性をどう考えているのか、という質問は当然出ますが、現在のところ明確にこうだと、何年目までは収穫できなくて良い、何年目からは数えなさいというものははっきりとは出していません。収穫できるまでに何年かかかることはわかっているから、収穫できるようになったらきちんと収穫して、最終的に地域の収量の8割

を確保できたら良いのではないか、というような状態です。

彩の櫨は認定農業者なので10年の計画となっていますが、その中の6年目から10年目まではある程度収穫できるという営農計画を見て、許可について判断せざるを得ないと考えています。

C委員

その10年の営農計画なんですけれども、これは妥当なんでしょうか。

事務局

それを審議することになります。

C委員

その営農計画は実現可能性があるのですか。

事務局

櫨を植え付けて、北部では水の話もありましたが、その点は問題ないということで。10年間櫨が育ち続けるというところは、今の営農型太陽光発電であれば、毎年報告書を出さなければいけません。そしてその中で、しっかりと営農できているかをチェックしていくことになります。今段階では、提出されている申請書類の中でできるかどうか、また現地の状況を見ながら櫨を植えられるかどうか、を見ていくしかないと思います。

C委員

営農の計画は、やっていけるような計画なんですか。営農計画が妥当じゃないと意味ないじゃないですか。今回の計画は無理ではない営農計画なんでしょうか。

事務局

地区協議会ではそのような意見は出ていないようです。

E委員

営農計画については、農業新聞に、これは強制ではないけれど、営農計画書を提出してもらい、それを農業委員会で審議、検討することができるから、それに基づいて強制力は

ないけれど、その内容を皆さんが審議して、おかしければ再度計画書を見直して提出を求めることができる、というようなことが載っていました。

我々は先程から見ていますと、営農計画書を見ることができない。ただ許可申請だけで裏が見えない。だから先程C委員やD委員が仰ったみたいに、営農計画書なんですよ。これが具体的に全然見えないから、先程から出ている内容について、改めて、皆さんに営農計画書を事前に送っていただくとか、それで問題があれば審議して再度提出を求める、良ければ許可とするとか、そうしたらどうでしょうか。

事務局

今の山口市農業委員会は、まず地区の農業委員と推進委員に申請書類一式をコピーして、営農計画書も添付されているので一緒に送って、現地調査していただいて、それを基に各地区協議会で審議していただいて、その地区協議会での結果を基に、問題があった、問題なかったという判断があったことについて総会に諮るというやり方を採用しています。

すべての3条の営農計画書を地区協の委員、総会の委員すべてに配るのが適切だという判断になれば、そのようになると思いますが、今の体制としては、まずは農業委員、推進委員に配って現地を見ていただいて、地区で話し合っていていただいて、その結果が妥当であったかどうかについて、総会で審議する方法を、山口市はどうしても広いので。

なので、別の地区の申請書一式を見たいというのであれば、そういう方法もあると思いますが。

C委員

地区協でも営農計画は出されていないと思いますが。

事務局

そうです。すべての3条は出していません。

C委員

誰も営農計画を見たことがない段階で、妥当かどうかについては判断し辛いのかなと思います。

A委員

前回阿知須で申請されていますが、今回初めて小鯖で出てきましたから、詳しい質問をしたんですね。それで今回許可するかについて、先月も通しているので、あっちは許可してこっちは許可しないというのは、ちょっとどうかなということもあります。だから私は、反対ではないけれど質問をしました。

F委員

他のところもみんなそうでしょう。その人がどんな人たちか分からない訳でしょう、地区外の人たちは。櫛のみならず他の3条申請でも、地区協でないと、地元だから「この人は農業できるよ」というのが分かるのですから、それを総会の席で全員が分かるようには説明していないですし、ここですべての人が適格かどうかというのは、他の地区の資料がないから分からない。ですからそれぞれの地区協できちんと議論した上で、ここに上がってきたと思うから、今まで賛同した訳ですよ。

・・・委員が言われたみたいに地区協で質問があって、この場で答弁するということがあれば、ここでまた討論するということもあると思いますけれども、一般的な営農計画であるとか、そういうものを全部が全部この場で教えてもらうというのは不可能なのではないかと思います。

ですからこの度、・・・がこういうような計画で作ると、ここだけで議論するのか全国的な規模で会社のことを議論するのかというのは出てくると思うんですよ。ですからそこら辺はどうなんでしょうね。前回も通していますし、全国的な規模で会社として機能しているというのであれば、やっていけるということになると思いますが、どうでしょう。

G委員

私は現地確認の時に、個人情報を含めた計画書を見させていただいています。それが現地確認の内容になっていますので、・・・さんの言われた通り、地区協でちゃんと確認を取れていれば、ここで皆さんの質問は別としても、議論するのはどうかな、と私個人としては思っています。

H委員

私たちの地区協では、営農計画を見ていません。地区の担当委員にはそういう営農計画がいくと認識していますので、出たときに、計画の概要はどうかというのを聞きまし

たら、担当の方が説明なさったんですよ。榊だから3年から5年かは完全には取れないで、5年後から最大量が取れるという話でした。榊だからそういうものかと思ったんですけども、8割に満たなかったらどうなるの、という話はしましたが。

ただあくまで営農計画であってですね、それが妥当なのかということについては、担当の方が色々聞いた限りでは妥当だという風に言われましたけれども。だから代理の方に説明していただいて、場所であるとか、他の農地への影響であるとかと、僕も中心でやられたら困るなと思ったので。まあ真ん中ではなく外れの方でやってきているということで。だからその辺をきちんと地区協の方で説明していただいて、全体では質問をしてみたと、今までそれでやってきていますので、他の3条も全部営農計画を、今までは水稻ということでやれるかということを距離とかで判断していますので、質問があれば必ず地区協でも質問していただいてから、上げてと思うんです。

どんどん広がってくる、という懸念はありますけれども、それをどうするかというのを考えていただきたいとは思いますが。

I委員

前回ここで通した川西の件について、それだけのことがされていたと、ここで初めて他の地区の方は分かった訳ですよ。北部地区はこのたび初めて小鯖に入り込んで、今回見れば徳地の方も出てきている。

今日出席の地区の皆さんの地区にも、これから案件が出てくるかもしれない。他の地区の協議会で話されたことが十分に伝わっていないで、あそこを通したからここも通さなければいけないかねというのは、少し危険だというのがあって、H委員に、「疑念があったら総会で質問してください、これからのこともあるので」と言って、御本人は嫌だったかもしれませんが質問されて、北部、小鯖については回答をもらいましたので、北部としては良しとするかなと思いますけれども。

それぞれの地域でやはり、他は通したけれども、自分の地区では色々な疑念があるから許可できないよ、ということもこれから先あるかもしれない。今回はそういう意味で元に戻すというのではなくて、前にあったことを皆さんで情報共有したい、というのがありましたので、許していただきたいと思います。徳地の方も今回いくつか出ていますね。

会長

徳地の方は伊賀地の方で、河川法に引っかかるのではないかと。だから地区協の時に、

国交省の許可がいるのではないかと質問したら、それは申請してもらわないという回答がありました。国交省の河川法許可がいるということは分かりました。

それから八坂地区は県河川だから分かりませんが、伊賀地地区の方は、私は土木工事もやりますからですが、許可を取らなければ河川から20m以内を加工することはできないと。私も過去何回か無断でやって叱られたこともあるから、そういうところは注意してくださいと。

榊ですけれども、太陽光パネルの下で作ると。私達からすれば、太陽光パネルの下で作ると、あまり良い榊はできないのではないかと考えますけれども。それともう一つ言えるのは、田の下には盤が埋まっていますから、榊を植えるのに盤を砕いて植えるのかどうかです。それができるかできないかによって榊の生育、収量にも関係してくるのではないかと思いますけれども。

このたび阿知須が先々月7件、先月が3件、このまま…の申請が増えてくるということになれば、申請書を出された地区以外の地区の方も、そういう中身を精査する必要があるのではないかと思います。

J委員

営農型の太陽光発電というのは、補助金が出るのですか。一般的な農業をやるときに、補助金とか、資金とかを借りれば必ず営農計画を出しますよね。それは当然事業体がいろんな作物の営農性であれば、いつ頃から出荷できる、それから収穫量であるとかが出ていますよね。そういうものが大体成功するような計画を作る訳ですけれども。営農型太陽光発電というものも補助金が出るのではないですか。だからその収量を誰が決めているのかは分かりませんが、もしそうであればそれを決めるところから明確に経営計画を出してもらって、必要であれば、確認してはどうか。

それともう一つは太陽光発電にして、それから荒れ地にして太陽光はやめたと、その時に今度はその農地は転用されていませんよね。そうすると現況証明とかで農地から外せるんですかね。どういう風なことを考えているかどうも分からない。

もう一つ別の事を言いますけれども、今までも太陽光にしたところが一年もしないうちに外国人の物になっていたりするんですよ。だからこれは今の山と同じように、太陽光の元は中国がほとんどですからね、圧倒的に強い、だからそういうようなものもあるようで、農地まで見守ってくれないのではないかと心配しています。

事務局

営農型太陽光発電に何か補助金が出ているのかということですが、これについては特に補助金が出るということは聞いていません。

会長

サツマイモを作る営農型太陽光、サツマイモのところは作っていない、それからパネルは設置してあるけれども電気はつないでいない。それは下の部分は営農できるように柵やサツマイモを植え付ければ、電気をつなぐことができるのか。下はまだ作っていない。まだ電気をつないでいないから何も言わないけれども、今年はサツマイモを作ると言いながら作っていない。来年もあのままであればどうするのかということも。

事務局

昨年許可した徳地と阿東、下部でサツマイモを作るというものがありましたが、現在営農されていない状態です。こちらについては今、農地パトロールの中で推進委員に見ただいて、耕作されていないということで利用意向調査を送っています。この調査で「やらない」「やる気がない」ということになれば、営農型太陽光発電は営農が前提ですので、撤去してもらう方向で対応していくのかなと思います。

C委員

株主、半分位を…が持っていますよね。…は農業法人であるけれども、太陽光の業者の資本が半分位入っていた気がします。だから農業をやりたいのではなくて、太陽光をやりたいのではないかと、傍から見ると見えるんですよね。そういった方が農業できるのか、というところでやはり営農計画はちゃんと見るべきだと思うし、始めは阿知須だけに出てきていたのが、徳地や小鯖に点在してきて、本当に営農していけるのか、というのは農業委員会で見なければいけないのではないかと、全体的に見なければいけないことではないかと。

例えば阿知須だけで集約してやるのであれば人員は少なくて済みますし、移動距離も少なくて済みますけれども、これだけ点在して、…や…もあるんでしょう。こういった中で本当に営農していけるのか。柵を作りたいよりも太陽光を作りたいのではないかと、そういう風に見えてしまうんですよね。

事務局

C委員の仰るとおり、太陽光発電設備の設置会社が46%、50.1%を…の代表取締役が持っていて、後は…の役員が分割して持っているということで、農地所有適格法人の要件である「過半数は農業従事者である」、ここには該当します。

では…が46%所有していることをどのようにとらえるかという、それは一定程度持ってらっしゃるから何らかの影響はあるかもしれない。ただそれをもって、太陽光発電を目的とした榊の栽培なのか、太陽光を利用した榊の栽培なのか、そこは定款にも法人報告にも出てこない話なので、何とも言えないことだと。お互い win-win の関係でやれる仕組みを作っている最中なのか、太陽光発電業者に吸い取られるのではないかという懸念とは思いますが、そういった意味では今まで他所でやっているものを見る限り、きちんと榊は育っているし、出荷もされているという事実はある、ということです。

今回、…という施工業者、発電する…、下で農業をする…が三社で協定を結んで、一つの事業として取り組もうとしている、という計画が出ているというところで審議、判断していただくことになると思います。

会長

…がこれだけの申請をしてくる中で思うのが、どれだけ労働力を持っておられるのか分かりませんが、今申しましたサツマイモでも、やっとな草を刈りに来たくらいで。やっぱり農業も通作となると中々難しいのではないかという気もするんですけれども、その辺のちゃんとした裏付けができれば、私は良いと思いますけれども。

営農型太陽光は、山口市はサツマイモと、それからその前に阿東の稲、それから三点目の榊。今この中でまともにやっているのが徳佐の水稻、後はサツマイモにしてもこれは完全な営農型太陽光になっておりませんので。今年本当にやる気であれば、やれたんじゃないかと思いますが、その辺に従事される方の年齢にもよりますし、阿東から徳地に来てやられるということであれば、体力的にも難しいのではないかと思います。

阿知須で許可されているものについては、既に手を付けているか。全然手を付けていないか。そういうのが一つでも二つでもちゃんとしたのができてからでも、私は良いのではないかと思います。この総会で…の方を呼んで質問するのも良いと思いますけれども。

事務局

これまでの議論を聞いておりますと、営農型太陽光に限って実施作業計画を、というの

をどうなのか、それぞれの疑問があると察いたしました。実際今は地区協で農業委員、それから推進委員には申請書の写しを全てお送りして、現地確認していただく際には内容も見ているかと思います。その中では先程出てまいりました営農計画を見たことがないという話もありましたが、担当地区の委員には全て営農計画も見えておりまして、そうしたものに基づいて、まず地区協の中でそうした疑問点等あればしっかり出していただいて、その中で解消できなかった場合には、先程北部の委員からも御質問があったように、総会において御質問なりいただけたらという風に考えています。

私どもといたしましては、他の3条との関係も考えれば、やはり地区協の中でしっかりと御議論いただいたものが総会に持ち込まれるという、従来の形ではありますが、この中で特に営農計画、営農型太陽光に関する営農計画についてはしっかり御議論いただきたいと考えています。

会長

許可するからには全委員納得された上での許可でないと、不満な許可では、これは一番良くないですから、そういう中であれば保留にしても良いと私は思いますが。

A委員

何度も繰り返しますが、決して・・・に反対するものではございません。きちんとした営農計画が出ているのですから。その中で、北部地区として分からないことがあったから質問して、今日の回答を求めたものです。より一層分からなかったことがここで判明したら、私達は反対することはない。水のないことにも、誰が管理するかということにも回答があったし、薬剤の問題、近くでは自家用野菜が植えてあるんですよ、これに影響がないかという懸念に対しても、・・・から回答がありましたので、私達の疑問はなくなっている。

後は徳地さん川西さんがどのように協議されて、先程国交省の20m、あれは許可が下りないなら許可しないということで、それ以外は一括で通すのか、各部分で通すのか、どうなんですかね。

事務局

徳地の河川法の話は、3条の櫛ではなくて、・・・の太陽光パネルを設置する時に河川保全区域なので許可がいります、ということで、5条の方を河川法同時許可として諮る予定にしています。3条については河川法の影響はありません。徳地地区協において、営農が駄

目だという意見は特に出ていません。

K委員

さっきよく聞こえなかったんですが、営農計画は出ているのですか。

事務局

他の3条と同じように営農計画書は出ています。

K委員

それがさっきは「ない」という話だったんですよね。

事務局

総会資料の中にはない、ということです。

K委員

さっきは、誰も営農計画を見ていないような話だったから、それなら話はおかしいだろうと思いましたが、それならよろしいです。

G委員

徳地船路の・・・の件ですが、全般的な営農計画書はついています。1年目、2年目、3年目といった詳細な計画はついていませんが、全般的な営農計画は添付されています。詳しくはありませんが、今までと同じものは添付されています。それから船路につきましては、太陽光の設置については20mを超えているので河川法の許可はいらないということになりますか。

事務局

河川エリアから20m以内に設置する場合は河川法の許可が必要で、今回は伊賀地も船路も許可が必要です。ただしあくまで5条許可の要件になりますので、3条では特に説明をしませんでした。

事務局

営農型太陽光発電の申請は、毎月非常に分かり辛い申請になっていて、まず3条で…が農地を買って櫛を植える、櫛を定植して切って販売するんだ、という営農計画が出ています。これについては通常の3条の営農計画と同じものがついています。そしてこれは現地調査の時に、担当地区の委員にお渡ししています。

それから営農型太陽光発電が議論になるのは、太陽光パネル設置のための一時転用の時に、3年若しくは認定農業者等であれば10年の営農計画を、年度毎に区切って何をするかどのようにするかという計画をつけてもらう。これは、…がつけるのではなくて、5条の転用事業者が知見のある者に話を聞いた上で、妥当な計画をつける、こういう形になっています。なので一時転用、今回であれば中国電力がパネルを設置するという5条一時転用の中に、下部の営農に支障がないことを示す10年分の計画がついています。これも地区の委員にお渡ししています。ただし、3条ではなく5条についています。これに知見のある方の意見書を添付して、妥当であるということを踏まえて5条の申請をしている、ということになります。

L委員

今説明があって、私は初めて知ったようなことです。前回でしたが、全国農業新聞の中に営農型太陽光発電のことが載っていましたが、一番大事なことは情報を共有することだという風を書いてあったと思うんですよ。今、このタイミングで3条申請の時にはこっちが添付される、で5条については裏付けとして10年の運用を添付するということを初めて知りました。

私が最後に聞いたかったのは、違法性がありますか、ということです。そうしたら賛否がはっきりする。で、一番大事な情報を事務局だけが持っているのではなくて、審査している農業委員や推進委員が同じ理解をしている、このことが一番大事だと思います。

だから、こういう場合はどうか、ああいう場合はどうかという話は、ここでの話ではなくて、地区の協議会の段階でしっかりやっていただいたら良いという風に思いますので、これからは基本的にはそういう整理でやっていただければ、情報を共有していただければ、という考え方で進めていただければ、という風に思いました。

会長

御意見等も伺いました。最終結論を決める訳ですけれども、各地区においては地区協を

通過したということで。今からまた・・・から申請が出てくれば、その時また対応等を考えた
いと思います。いずれにしても農業委員、推進委員とも、この申請書をしっかりチェッ
クしていかないと、いろんな面で大きな問題が出てくると思います。

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一
括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といた
します。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案17ページをお開きください。合わせて、参考位置図21ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第32号、黒川、公共施設に比較的近い第2種農地の道路を拡幅するものです。

議案第33号、平井、用途地域内の第3種農地の道路を拡幅し、併せてカーポート及び
ごみ置場を設置するものです。

なお申請地は、昭和63年頃から平成25年頃にかけて、農地法の許可を得ることなく、
カーポート及びごみ置場が設置されているものですが、中央地区協議会で追認され、申請
人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第34号、嘉川、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地の通路を拡幅し、
併せて側溝を整備するものです。

議案第35号、小郡上郷、用途地域内の第3種農地に、進入路及びトラックの駐車場を整備するものです。

なお申請地は、平成3年及び令和5年に、農地法の許可を得ることなく、進入路の整備及び土地の造成がなされているものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第36号、小郡新町六丁目、用途地域内の第3種農地に、子どもの居場所となるコミュニティハウスを建築するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

L委員

小郡の分なのですが、全体に転用がかかっているのですか、半分だったように記憶しているのですが。

事務局

位置図の25ページの件だと思います。小郡地区4条2号議案、コミュニティハウス建設の議案ですが、比較的西側を太線で囲んであり、東側が点線で囲んであります。これで1筆です。…委員が仰ったのは、地区協の時は太枠で囲んである土地のうち西側の比較的大きい部分だけが太枠で囲んであったということだと思います。この土地は、太い線のうち西側、畑の地図記号がある部分、太枠のうち東側、H29という字がかかっている部分、それから点線の部分、この三つに分かれています。

そして、平成29年1月20日に、今回の4条申請を出している申請者と同じ申請者が、太

杵の東側と点線部分を4条で申請して、実際に運動場で転用されています。今回は太杵の西側を申請されていますが、太杵全体を一つの事業用地として使います。ただし農地法の農地は西側の畑の部分だけです。東側は既に転用され、現在は運動場になっていますので、この部分は一体利用地として取り扱います。

ということで非常にわかり辛い土地になっています。今回部分転用するのは太杵の西側部分だけですので、地区協議会で審議していただいた面積と変わりません。

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案20ページをお開きください。合わせて、参考位置図26ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第37号、仁保中郷、公共施設から近距離の区域にある第3種農地に、隣接する太陽光発電設備の管理用駐車場を整備するものです。

議案第38号、仁保中郷、農用地区域内の農地で、除外後は土地改良事業の実施された第1種農地に、貯木場(ちょぼくじょう)を整備するものです。

この事案につきましては、第1種農地を対象とした農地転用ですが、転用目的が「流通業務市街地の整備に関する法律」に定める「流通業務施設」に該当することから、県道の沿

道区域内に設置される流通業務施設に該当し、農地法施行規則第35条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

なお、申請地の一部は土地改良事業実施地ですが、当該地を転用することについて支障がない旨、山口市仁保土地改良区からの意見書が提出されています。

また、この事案につきましては、農用地区域の除外後の施行となります。

議案第39号、上小鯖、農用地区域内の農地に、支柱を建てて営農を継続する営農型太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和15年9月27日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第40号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、大型車輛置場を整備するものです。

議案第41号、大内矢田北三丁目及び大内矢田、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第42号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第43号、三の宮二丁目、用途地域内の第3種農地に、納骨堂を整備するものです。

議案第44号、錦町、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第45号、黒川、公共施設に比較的近い第2種農地に、建売住宅を建築するものです。なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第46号、黒川、用途地域内の第3種農地に、商業用地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第47号、平井、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第48号、平井、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第49号、平井、用途地域内の第3種農地に、資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和6年6月30日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第50号、平井、用途地域内の第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第51号、朝田、用途地域内の第3種農地に、車両置場と不要部品置場を整備するものです。

議案第52号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第53号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第54号、江崎、農用地区域内の農地に、支柱を建てて営農を継続する営農型太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和15年9月27日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第55号、小郡新町二丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行いたします。

議案第56号から議案第61号は、いずれも同一の事業者による同一事業に関する申請ですので、併せて御説明いたします。

議案第56号から議案第61号、阿知須、農用地区域内の農地に、支柱を建てて営農を継続する営農型太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和15年9月27日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第62号から議案第63号は、いずれも同一の事業者による同一事業に関する申請ですので、併せて御説明いたします。

議案第62号から議案第63号、徳地伊賀地及び徳地船路、農用地区域内の農地に、支柱を建てて営農を継続する営農型太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和15年9月27日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

なお、この事案につきましては、河川法に規定する許可と同時施行いたします。

議案第64号及び議案第65号は、いずれも同一の事業者による同一事業に関する申請ですので、併せて御説明いたします。

議案第64号及び議案第65号、徳地山畑、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見等なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第38号、議案第39号、議案第45号、議案第54号、議案第56号から第63号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案37ページをお開きください。

議案第66号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計24筆 34,293㎡でございます。

なお、今月はこのうち1筆1,227㎡の所有権移転申請がございました。

詳細は議案の38ページの記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案39ページをお開きください。

議案第67号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、合計2筆4,630㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案40ページをお開きください。合わせて、参考位置図51ページを御覧ください。

議案第68号から議案第74号について、一括で説明いたします。

中央地区7件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

いずれも昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明については、全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。8月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見等なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見等なし】

安田会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和5年度第6回山口市農業委員会総会議事録である。

令和5年9月19日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 海地 博志

署名委員 片山 潤之

記 録 者 久保 謙一郎